

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年6月1日まで

私は昭和31年4月1日にA株式会社へ入社し、B株式会社での研修を経て、A株式会社に同年5月初旬に着任した。

一緒に入社し研修を受けたC氏が昭和31年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年6月1日と記録されていることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が昭和31年4月1日にA株式会社に入社し、継続して勤務していたことが確認できる。

また、D株式会社は、「当時の資料等は残っていないため詳細は不明であるが、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得手続については同時に行っており、当時の取扱いも同様であったと思われ、申立人についても、雇用保険に加入させた入社当初から、厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」としていることなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和31年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1万円とすること

が妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時から雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得手続は同時に行っていたため、昭和31年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと考えられるとして、申立期間に係る保険料についても納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年5月1日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額は12万6,000円となっているが、給与明細書において標準報酬月額13万4,000円に見合う厚生年金保険料額が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び株式会社Aが保管していた申立人に係る賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、13万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「当時の資料を保管していないため不明である。」としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年10月までの期間及び54年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から53年10月まで
: ② 昭和54年4月から57年3月まで

私が勤務していた事業所を退職した昭和54年4月ごろに、A市役所（現在は、B市役所）の職員に勧められて、同市のC委員をしていた父が国民年金の加入手続をしてくれた。この時、国民年金手帳の交付を受けたが紛失した。

昭和46年4月から53年10月までの期間の保険料は、父が一括納付してくれ、54年4月から57年3月までの期間の保険料は、毎月、A市役所の協力員が自宅に集金に来ていたので、母が納付してくれた。

保険料の月額を記憶しておらず、領収書等も保管していないが、申立期間が未納になっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金台帳管理簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日並びにB市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年1月27日にA市で払い出され、46年4月1日にさかのぼって資格取得していることが確認できる上、58年1月27日以前において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 58 年 1 月時点では、申立期間の①及び②のうち 54 年 4 月から 55 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、時効期限が到来しているため、制度上、保険料を納付できない上、B 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料は未納と記載されていることが確認できる。

さらに、B 市は、「申立人の父が A 市の C 委員だった期間は、昭和 54 年 12 月 18 日から 62 年 12 月 21 日までであり、申立人が申立人の自宅に集金に行っていたとする協力員の D 氏は、61 年度から平成 2 年度までの協力員であった。」と回答しており、申立内容に齟齬^{そご}がみられる。

加えて、申立期間②のうち、昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月の期間の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 58 年 1 月時点では過年度納付が可能であるが、B 市は、「当時の A 市では、年金協力員制度が有り国民年金保険料の集金をしていたが、過年度保険料の収納は行っていなかった。」と回答しており、保険料は納付できない。

その上、申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間に係る保険料の納付金額等の記憶が曖昧^{あいまい}である上、加入手続及び保険料の納付をしたとする両親は既に死亡しているため、申立期間当時の申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況等については、不明であることから、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月から32年1月まで
② 昭和32年2月から35年10月まで

私は、申立期間①については、A丸（船舶所有者は、不明）に乗り込み、Bの業務に従事した。A丸には、船長を含み3人が乗り込んで運航していた。

また、申立期間②については、A丸の船長が死亡したので、C丸に乗り込み、機関員として機関長の下で勤務した。

船員手帳は所持していないが、両申立期間当時、船員保険被保険者証を使用した記憶があるので、両申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が乗り込んでいたとするA丸と同一船名の船舶は、申立期間①当時の「日本船名録」に多数記載されているが、申立人は、船員手帳を所持していない上、船舶所有者を記憶していないことなどから、申立船舶を特定することができない。

また、申立人が一緒にA丸に乗り込んでいたとする同僚二人は既に死亡しており、具体的な供述を得ることができず、申立人が申立期間①において申立船舶に乗り込んでいたことが確認できない。

このほか、申立期間①において船員保険に加入し、船舶所有者から船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が乗り込んでいたとするC丸は、前述の「日本船名録」及び同僚の供述などから、C丸の船舶所有者がD事業

所であり、申立期間②当時、船員保険の適用船舶であったことが推認できる。

しかしながら、申立人は、A丸の船長（E氏）が死亡したので、昭和32年2月からC丸に乗り込んだと主張しているところ、E氏が死亡したのは38年*月であり、申立人がC丸に乗船したとする時期とは大幅に異なることなどから、申立人が申立期間②において申立船舶に乗り込んでいたことが確認できない。

また、船舶所有者D事業所は所在不明であり、申立人の申立期間②に係る勤務実態、船員保険の加入状況及び保険料等の控除について確認できない。

さらに、船舶所有者D事業所に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間②において船員保険に加入し、船舶所有者から船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が記憶する同僚は、「申立人がC丸に乗り込んでいたのは、申立期間②以降の期間である。」と供述しており、船舶所有者D事業所及び株式会社Fに係る船員保険被保険者名簿において、当該同僚は、昭和28年1月1日から34年9月8日までの期間については、船舶所有者D事業所において、同日から40年2月19日までの期間については、株式会社Fにおいて船員保険の被保険者記録が確認できるところ、株式会社Fに係る船員保険被保険者名簿において、申立人は、申立期間②に係る船員保険の被保険者記録は確認できない一方、36年3月10日から40年2月19日までの期間について船員保険の被保険者記録が確認できる。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 5 月 1 日にA株式会社B支店に臨時雇用のC職として入社し、申立期間は継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は34年5月1日と記録されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、A株式会社B支店において、勤務を開始した時期は特定できないものの、臨時雇用のC職として勤務していたことが推認できる。

しかし、A株式会社B支店の総務課担当者は、「申立期間当時の臨時雇用のC職は、2年から3年の試用期間を経た後に厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、申立人が氏名を記憶しており、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、臨時雇用のC職として勤務したとする複数の同僚は、「A株式会社B支店では、申立期間当時、臨時雇用のC職には2年から3年の試用期間があり、採用と同時に厚生年金保険に加入できなかった。」と供述しているところ、当該同僚について、前述の被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する採用時期と一致していないことが確認できる。

さらに、別の複数の同僚は、「A株式会社では、申立期間当時、同社の支店採用者は全員臨時雇用職員であった。入社と同時に厚生年金保険に加

入できたのは、同社本社採用の事務員だけであり、同社支店採用の臨時雇用のC職には2年から5年の試用期間があった。」と供述している。

以上のことから総合的に判断すると、申立期間当時、A株式会社B支店では、臨時雇用のC職について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 20 日まで
私は、右足が不自由なこともあり、申立期間は、大きな病院が近くにある有限会社Aにおいて、座ったまま仕事ができるBの業務に従事した。

当時は、身体障害者を受け入れてくれる会社は少なく、事業主との話し合いで、正社員の8割程度の給与額で勤務したと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの当時の事業主の供述から判断すると、申立人は申立期間において、同社に勤務し、Bの業務に従事していたことが推認できる。

しかし、有限会社Aの当時の事業主は、「有限会社Aは、厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。」と供述しているところ、適用事業所原簿において、有限会社A及び同社と類似名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年ごろから 35 年ごろまで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 33 年ごろから約 2 年間において、A 株式会社 B 支店 C 出張所において、D 職として勤務しており、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 株式会社 B 支店 C 出張所に勤務していたとする従業員を複数記憶しているところ、同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶している同僚の氏名を確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの申立人は同社 B 支店 C 出張所の業務に従事していたことがうかがえる。

しかし、A 株式会社は、「当時、当社 B 支店 C 出張所については、当社 B 支店において厚生年金保険の加入手続等を行っていた。当社 B 支店 C 出張所には正社員以外の従業員もいたと思われるが、当社が保管している申立期間当時の正社員のみを記載している社員名簿には、申立人の氏名は無い。」と回答しているところ、当該社員名簿に記載されている同社 B 支店 C 出張所の正社員とされる者は、同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名を確認することができる。

また、申立人が記憶している同僚のうち複数の者は、A 株式会社が保

管する社員名簿に氏名を確認することができないところ、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても氏名を確認できないことから判断すると、当時、事業主は、従業員のすべてについて必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人が人事担当者として記憶している同僚は、A株式会社の回答から、申立期間当時、A株式会社B支店C出張所の労務担当者であったことが確認できたが、現在病氣療養中で供述を得ることができない。

加えて、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 900 (事案 483、608 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 14 日から 22 年 10 月 25 日まで
当初及び2回目の申立てに対して、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知をそれぞれ受け取った後、当時は居所を転々としていたので受給することはできないはずである。当時の居所について記憶を思い起こし、申し立てるので、当初の申立てどおり、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

また、脱退手当金を受給したというのなら、私が納得できる受領書等の書類を示してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金を支給した旨の記載があること、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことを踏まえれば、申立期間の事業所を退職後、脱退手当金を受給することに不自然さはないことがないこと等から、平成 21 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、当時は住所を転々としており、脱退手当金を受給した記憶が無いとして申し立てたが、申立人が住所を転々としていたことを確認することができず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新

たな事情は見当たらないことから、平成 22 年 3 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、記憶を思い起こし、昭和 22 年以降の居所、数か所について居住していたと再度申し立てている。

申し立てられた数か所の居所のうち、3か所の居住者から、居住していたとの供述を得ることはできたが、居住していた時期、期間等は不明であるとしており、戸籍の附票により確認しても、申立人の住所は出生時の住所から移動しておらず、申し立てられた居所は確認できない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から33年10月1日まで
② 昭和36年10月1日から37年10月1日まで

私は、昭和31年4月にA株式会社に入社後、給与支給額は上がっていたはずなのに、ねんきん定期便で標準報酬月額の推移を確認すると、申立期間①については、昭和32年4月から同年9月までの期間に係る1万6,000円から1万4,000円に下がっている。

また、昭和36年11月に結婚して手当が増えたことにより給与支給額は上がっていたのに、申立期間②についても、昭和36年4月から同年9月までの期間に係る3万3,000円から3万円に下がっている。

両申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が下がっている理由が不明のため確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間において、A株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、両申立期間の直前の期間と比較して減額されており、給与が毎年昇給等していた時期に考えられないとして申し立てている。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然な形跡は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、前述の被保険者名簿において、申立人と同日に、厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚9人の標準報酬月額の推移を確認すると、両申立期間を含む昭和32年10月から37年9月までの間に、申立人と同じく標準報酬月額が下がっている同僚が5人確認できる上、この5人の中の

一人は、「両申立期間当時は月給制だったが、基本給とは別に残業手当等が支給されていた。仕事量は月によって異なり、それに伴って残業手当も月によって異なっていたため、毎月の給与支給額は同じではなかった。私の標準報酬月額が下がっているのも残業手当の増減によるものだと思う。」と供述している。

さらに、A株式会社は、「両申立期間に係る賃金台帳等は保管しておらず、申立人に関する関連資料も無いため、申立人の両申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月1日から同年7月1日まで
② 昭和60年10月1日から61年10月1日まで

私は、昭和48年2月にA株式会社B事業所から同社C事業所へ転勤した。厚生年金保険の被保険者記録では、同社C事業所に転勤となった申立期間①の標準報酬月額が12万6,000円、申立期間②の標準報酬月額が44万円となっており、実際の給与支給額よりも低く記録されていることに納得いかない。給与明細書があるので、両申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立期間①については、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間①に係る報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額（12万6,000円）を上回っていることが確認できるものの、事業

主により給与から控除されている厚生年金保険料額（4,032 円）は、オンライン記録上の標準報酬月額（12 万 6,000 円）に見合う保険料額であることが確認できる。

また、申立期間②については、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間②に係る報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額（44 万円）に見合う額であるとともに、事業主により給与から控除されている厚生年金保険料額（27,280 円）は、オンライン記録上の標準報酬月額（44 万円）に見合う保険料額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。